

公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会評議員、理事及び監事の 報酬等並びに役員退任慰労金等支給規程

(目的)

第1条 公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会の評議員、理事及び監事の報酬等並びに役員退任慰労金の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬等の額等)

第2条 役員等の報酬等は、年額又は月額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職の公務員の場合には支給しない。

2 前項の報酬等は、次の区分により支給する。

- (1) 年額をもって定めるものは、上半期、下半期に区分して支給する。
- (2) 月額をもって定めるものは、選任の月から任期満了、辞任、解任又は死亡による離任の月まで毎月支給する。

(報酬等の支払方法)

第3条 報酬等は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、報酬は、役員等の申し出により、口座振替の方法によりこれを支払うことができる。

(慰労金等の支給の範囲)

第4条 当法人役員等が任期満了または辞任によって退任したとき、並びに在任中に死亡したときは、在任中の功労に報いるため慰労金等を支給する。

2 召集のあった会議に全く出席しなかった場合又は極端に出席が少ない場合は、理事長の判断で対象としないものとする。

(慰労金等の額)

第5条 前条に定める慰労金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 理事 在任期間1年間につき 12,000円
- (2) 監事、評議員 在任期間1年間につき 6,500円

2 前項のほか慰労金に代えて物品等を支給することができる。この場合は、公職にあるものとし、人事異動等に伴う退任時とする。

(在任期間の計算)

第6条 在任期間は、役職ごとに計算し、6ヶ月未満は切捨て、6ヶ月以上は1年に繰り上げるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表(第2条関係)

区 分		総額(年度額)	報酬の額	
理 事	理事長	1, 140, 000円	月額	95, 000円
	業務執行理事	30, 000円	年額	— 円
評議員	会長	30, 000円	年額	— 円
	副会長	15, 000円	年額	— 円
監 事		— 円	日額	3, 000円

附 則

この規程は、公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日改正、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日改正、同日より施行する。